

ドイツの住民登録法大綱法

——電子政府と個人情報保護——

戸田 典子

- I 住民登録法令の沿革
 - I-1 第二次世界大戦まで
 - I-2 治安維持から行政情報システムへ
 - I-3 国民背番号の挫折
- II 1980年の住民登録法大綱法制定
- III 住民登録法大綱法：2002年改正法
——電子政府と個人情報保護——
 - III-1 2002年改正法の背景
 - III-2 2001年のデータ保護監察官の決議
 - III-3 2002年改正法における電子政府関連部分
 - III-4 2002年改正法における個人情報保護
 - III-5 国民背番号の問題
 - 【身分証明書・旅券の番号】
 - 【納税者番号】
- IV 情報化の中で
 - IV-1 電子化の進展
 - IV-2 「中央登録簿」への懸念

住民が転入、転出を直接住民登録官庁に届け出る住民登録制度は、「市民と行政がこれほど密接なコンタクトをもつ行政分野は他になく、また、個人情報特定の官庁一すなわち自治体の住民登録官庁一にこれほど集中する行政分野はない^(注1)」といわれる。19世紀に治安のための法令として出発したドイツの住民登録法令は、住民データの住民登録官庁間の伝達、他官庁への提供を規律する性格を強めてきた。大量の情報の電子的な流通が可能になった現在、官庁間、さらには住民と住民登録官庁間のデータのやりとりも従来の紙媒体から電子的な方式へと転換しつつあり、住民データを集積したデータベースである住民登録簿

の利便性は大きく向上している。これに比例して、個人情報保護の重要性もますます高まっている。以下に訳出する住民登録法大綱法は、住民登録制度の法的枠組を定める連邦法で、1980年に制定され、2004年8月までに11回の改正を経てきている。制定の過程では、住民登録簿に国民背番号を記載する方針がいったん出されたが、個人情報保護のために撤回された。アメリカの9.11同時多発テロ事件後に行われた2002年の改正では、住民登録簿に身分証明書番号、旅券番号が記載されることとなり、一種の国民背番号であるとの懸念も出されている。さらに2003年には租税通則法が改正され、納税者のID番号導入のための条文が新設された。このID番号も住民登録簿に記載されることとなり、個人情報保護の立場からの懸念はさらに高まっている。

I 住民登録法令の沿革

I-1 第二次世界大戦まで

住民登録法大綱法以前にも住民登録制度を定める法令は無論存在した。その初期のものは、1871年のドイツ帝国成立以前に州が制定した19世紀の法令^(注2)であり、外国人や旅行者の監視に重点を置いていた。ただし住民登録制度を法律で定めることはまれで、主に警察関係の命令によっていた。ドイツ帝国全土に適用される統一的な住民登録制度を最初に定めたのは、「旅券制度、外国人警察制度及び住民登録制度に関する法律」(1937年5月11日)に基づく「住民登録に関する命令(ライヒ住民

登録令)」（1938年1月6日）である。^(注4)この命令までのドイツの住民登録法令は、専ら治安の維持のために、住民の住居や、転入、転出を把握しようとするものであった。住民登録制度の他の機能—住民の情報を他の官庁に利用させる—に言及したのは、1938年4月10日に出された「ライヒ及びプロイセン内務大臣の回覧公報」が最初であるとされている。^(注5)

I-2 治安維持から行政情報システムへ

第二次世界大戦の敗北により、ライヒ住民登録令は失効したものの、その後も西ドイツの州は同令の規定にならって住民登録簿を作成していた。1949年に制定された西ドイツの憲法であるドイツ連邦共和国基本法（以下、「基本法」という。）は、住民登録制度を州の管轄としたため、州は法律制定の必要に迫られた。州の内務大臣による調整機関である常設州内務大臣会議が1957年、州の立法のためのモデル法案を作成し、これを基に州は、1959年から1960年にかけて、次々と住民登録法を制定した。^(注6)

州の住民登録法は、戦前の法令に比べ住民の届出義務を簡素化する一方、住民登録官庁と他の官庁との協力についての規定をふやしている。すなわち、住民登録制度は、元々の治安維持のための手段から、より広い行政—警察、統計、兵役、雇用、外国人行政、保健、旅券等—のための情報システムへと転換しつつあった。それは他方では、住民登録簿に蓄積された個人情報の利用により、住民の基本権が侵害される危険性が高まることでもあった。しかし1960年代までの住民登録法令はいずれも、住民に届出義務を課すのみであり、住民とその個人情報との関係については定めていなかった。

1960年代の末頃から、コンピュータを用い

た情報処理技術を導入する住民登録官庁が増加し、住民登録簿の情報資源としての利用価値が飛躍的に高まった。住民登録制度を行政目的のために活用するには、州、さらには自治体の制度が不統一では効率が悪い。基本法は連邦に住民登録制度の大綱を定める権限を付与しているため、これに基づき連邦法制定の試みが始まった。^(注7)

I-3 国民背番号の挫折

常設州内務大臣会議は、州、自治体の代表団体と協議して、1971年に連邦住民登録法案を起草し、連邦政府は、これを第6議会期の連邦議会に提出した。^(注8)しかし、ブランド連邦首相の東方政策をめぐる対立により議会在早期に解散されたため、この法案は成立に到らず、1973年に、ほぼ同内容の法案が連邦政府により第7議会期の連邦議会に改めて提出された。^(注9)

いずれの法案もその核心は「個人識別番号(Personenkennzeichen)」の導入にあった。「個人識別番号」とは、12桁の数字—生年月日、暗号化された世紀（出生日が何世紀であるか）・性別を示す数字、同じ日に生まれた同性の者を区別するための一連番号、検査数字—から成るスカンディナヴィア諸国型のパーソナルナンバー、いわゆる国民背番号である。^(注10)この個人識別番号の導入と「個人データの統一的な取得、管理及び伝達の規定によって、住民登録制度の電子的なデータ処理を経済的に行う条件を整備するとともに、住民登録官庁と連邦、州及び自治体間のデータ交換を容易にする」^(注11)ことが両法案の目的であった。

第7議会期に提出された法案を審議した内務委員会は、1976年、個人情報保護の視点から法案を大きく修正した上で議決するよう連邦議会に勧告した。^(注12)ところが、連邦データ保護法を審議していた法務委員会が、統一的な

個人識別番号制度は許されない、とする見解を1976年に表明したため、連邦住民登録法案も成立が不可能となった。

II 1980年の住民登録法大綱法制定

常設州内務大臣会議は1977年3月、連邦の大綱的規定がない状態では、州の規定が不統一となり収拾できない事態となることを懸念し、情報技術の発展に適合した州の住民登録法の改正が必須であるとする決議を行ない、改めて連邦に立法を促した。連邦政府は、連邦データ保護監察官の助言も得て「住民登録法大綱法案」の起草をすすめ、1980年3月19日に第8議会期の連邦議会に提出した。立法の趣旨は次の通りである。

- ・ 専ら州法によって定められてきたため、制度が不統一になる危険に瀕している住民登録制度に、連邦全体に統一した基本的な秩序を打ち立てる。
- ・ 住民登録簿データの自動処理と、他の官庁等へのデータ伝達が州の行政命令によって定められていることは、行政の適法性及び個人情報保護の観点から問題である。この行政分野のための統一的な個人情報の保護を法律によって定め、市民の守られるべき利益、特に私的領域の不可侵性を保障する。
- ・ 州で制定されつつあるデータ保護法のみでは、住民登録制度の分野での個人情報保護には不十分であり、住民登録制度の特性に即した、連邦レベルの特別なデータ保護法規が必要である。

この法案は、行政目的でのデータ利用を前面に打ち出したこれまでの法案に比べ、個人情報保護を強調しており、住民登録法令をデータ保護法令中の特別法として位置付けることを意図したものといえる。

法案は内務委員会の修正を受けた後、1980年6月25日に連邦議会で議決、7月18日に連邦参議院が同意、8月22日に公布された。

この法律の要点は次の通りである。

- (1) 住民は、住居への入居及び住居からの退去を住民登録官庁に届け出る義務を負う。
- (2) 住民は、住民登録官庁に自らの個人データの無償の開示、訂正及び業務上不要となった場合の消去を求める権利を有する。
- (3) 個人データとは、「姓」、「名」等19項目のデータ（第2条第1項第1号から第19号まで）及び「選挙権を有しないという事実」等4項目のデータをいう。

住民は他人や民間機関等に対するデータの提供を拒否することができ、公法上の宗教団体の信者の家族（家族本人は信者でない）は、当該宗教団体へのデータの伝達を拒否することができる。こうした意思表示については、「伝達禁止」という項目（第2条第1項第18号）の下に個人データとして登録される。
- (4) 住民登録官庁は、住民の個人データを蓄積することができる。個人データは、法律に基づいてのみ利用できる。
- (5) 国内官庁・公的機関に対しては、住民登録官庁は、当該官庁・公的機関の任務達成に必要な場合には、「姓」「名」「宛先」等住民の個人データの一部を伝達できる。連邦憲法擁護庁、連邦情報局、軍事防諜機関、連邦刑事庁、連邦検事総長に対しては、さらに、「身分証明書及び旅券の発行官庁・発行年月日・有効期間」を伝達できる。その他の個人データの他の国内官庁・公的機関への伝達は、それがなければ任務が達成できない場合に限り、住民登録官庁が審査した上で許される。上記の連邦憲法擁護庁等5機関については、審査は不要とする。

(6) 国内官庁・公的機関^(注28)への定期的なデータ伝達は、連邦又は州の法令によりデータ伝達の事由、目的が規定され、伝達される個人データが特定されている場合に限る。

(7) 公法上の宗教団体に対しては、その任務の達成のため、当該宗教団体の信者について、「姓」「名」「宛先」等、個人データの一部を伝達できる。

(8) 他人や民間機関等（正確には、第18条第1項に定める、国内官庁・公的機関以外の機関をいう。すなわち、私法上の法人、労働組合、貯蓄金庫など公法上の企業、外国官庁、国際機関などがこれに該当する。）に対しては、住民登録官庁は、「姓」「名」「学位」「宛先」のみを伝達できる。正当な利益を疎明した者には、この他、「出生年月日及び出生地」「国籍」等8項目の個人データを伝達できる。

生命、健康、個人の自由又は他の正当な利益が危険にさらされるという推測を正当化する事実を本人が疎明した場合には、いかなる情報提供も許され^(注29)ない。

(9) 住民登録官庁は、連邦議会選挙又は欧州議会選挙に先立つ6か月間、政党、選挙人の団体に対し、年齢を基に作成した有権者の集合について、その「姓」「名」「学位」「宛先」を提供できる。

(10) 住民登録官庁は、住民の長寿の祝事や結婚記念日のデータ提供を望む者に対しては、住民が異議を唱えていない限り「姓」「名」「学位」「宛先」及び当該記念日のみを提供できる。

(9)の政党、選挙人の団体へのデータ提供は、1994年3月の改正で、個人情報保護の観点から制限され、住民が自らの情報が提供されることに異議を唱えている場合には許され^(注30)ない、と改められた。その他については、後述の2002年3月25日の住民登録法大綱法及び他の法律

を改正するための法律（以下、「2002年改正法」という。本稿末尾の表中の「7」参照）による改正までは、大きな改正はなかった。

III 住民登録法大綱法：2002年改正法

——電子政府と個人情報保護——

III-1 2002年改正法の背景

冒頭に記したようにこの法律は2004年8月までに11回改正されている。改正経過は本稿末尾の表のとおりである。

最も包括的な改正は、2002年改正法によるものである。この法案は2001年11月1日に連邦議会に提出され、内務委員会の修正^(注31)を受けた後、2002年2月8日に連邦議会で議決、3月1日に連邦参議院が同意、4月3日に公布され、同日施行された^(注32)。改正の目的は、住民登録制度に情報通信技術を活用するための条件の整備であった。すなわち、住民登録官庁への届出、本人へのデータ開示、住民登録官庁間のデータ伝達、住民登録官庁と他機関との間のデータ伝達を電子的に行うことを可能とし、大量の紙の文書の流通を廃止し、行政効率の向上をめざした。電子化に伴い、個人情報保護もさらに強化しようとした。市民の届出義務についても不必要なものを廃止し、負担の軽減をはかっている。

住民登録制度の改革は、政府の電子政府政策の一環として位置づけられている。情報化社会に対応するために、すでに1997年にはマルチメディア法^(注33)が制定されるなど法令の整備が進んでいた。連邦政府は1999年12月1日に、連邦レベルの総合的な情報化戦略として、「現代的な国家、現代的な行政」プロジェクトの立上げを決定した。重点の一つである電子政府構想については、2000年9月のハノーファー万

国博覧会の場でシュレーダー連邦首相が発表したプロジェクト「ブント・オンライン 2005」(「ブント (Bund)」は「連邦」のこと)の中で詳述されている。その目標は、連邦の行政サービス中、電子化が可能な約 400 のサービスをすべて、2005 年までにインターネットでオンライン提供することである^(注34)。さらに、2003 年 6 月 26 日、連邦、州、自治体共同の電子政府プロジェクト「ドイツ・オンライン」が取り決められた。

「ブント・オンライン 2005」発表後、電子政府実現のために多くの法律が制定された。そのうち「電子政府イニシアティブ 2005 のための実施計画」(2001 年 11 月に策定。2002 年に改定^(注35))に代表的なものとして挙げられた 6 本の法律の一つが、この住民登録法大綱法の 2002 年改正法であった。住民登録制度は、「ドイツ・オンライン」に関する報告書(2003 年 12 月 18 日^(注36))でも 9 つの主要目標の一つとして挙げられている^(注37)。

Ⅲ-2 2001 年のデータ保護監察官の決議

2002 年改正法案について、連邦と州のデータ保護監察官は法案提出前の 2001 年 3 月 8 日、9 日に会議を開き、次のような要旨の決議を行っている^(注38)。

- ① 複数の住民登録簿を統合したデータベースを構築する動きには反対する。市民の情報上の自己決定権^(注39)が侵害されるからである。
- ② 住民登録簿のデータを誰でも入手できる現状は個人情報保護の観点から極めて問題である。法案はさらに住民登録簿情報をインターネットを通じて電子的に第三者が呼び出すことを構想しており、事態はさらに悪化する。電子的な呼出しは、住民本人が同意する場合のみに制限すべきである。少なくとも、住民に異議を唱える権利を付与

すべきである。

- ③ 公的機関が住民登録官庁から住民のデータをインターネットを経由して呼び出す場合でも、少なくとも署名法に基づく先進的電子署名^(注40)(fortgeschrittene elektronische Signatur) 手続を課すべきである。
- ④ 他人や民間機関等への情報提供について、現行法では、生命、健康、個人の自由又は他の正当な利益が危険にさらされるという推測を正当化する事実を本人が疎明した場合には、いかなる情報提供も許されないとしている(本稿Ⅱの(8)参照)。この規定は残すべきである。個別のケースごとに危険性を考量して決定するという案には反対する。
- ⑤ 本人が情報提供に異議を唱えていない限り、政党等には有権者の集合のデータを提供している。データ保護監察官はかねてから本人の同意を条件とするべきであると主張してきたが、改めてこれを強調する。現行法も異議を唱える権利を定めているが、周知されてはいない。
- ⑥ ホテルでの届出義務を廃止すべきである。(住民登録法大綱法の「住居」には、ホテルも含まれるが、ホテルでの滞在が 2 か月以内であれば「入居」や「退去」を住民登録官庁に届け出る必要はない。ただし、その代わりにホテルで届出用紙に自筆で必要事項を記入し、署名しなければならない。ホテルはこれを管轄官庁に送付するか、又は管轄官庁のために備え付けておく。データ保護監察官は、この、ホテルでの届出義務の廃止を求めた。)

後述するように(本稿Ⅲ-4)、この決議は項目①を除いてほとんど実現されず、データ保護監察官の要望は改正に反映されずに終わった。

Ⅲ-3 2002年改正法における電子政府関連部分

電子政府関連の改正点は次のとおりである。

- (1) 住民の住民登録官庁への届出義務を定めた第11条に、(入居の)届出はデータ送信によっても可能であることを州法で定めることができ、本人確認は電子署名法が定める適格電子署名^(注41)による、とする第6項を加える。
- (2) 本人へのデータ開示を定めた第8条に、州法が詳細に定める基準により、インターネットを経由した自動的呼出の方法でも開示を可能とし、本人確認は電子署名法が定める適格電子署名による、とする第2項を加える。
- (3) 転入の届出を受理した住民登録官庁が、旧住居を管轄する住民登録官庁にデータ回付(Rückmeldung)することを定めた第17条第1項に、当該データは可能な限り自動処理が可能なデータ記録媒体又はデータ送信により伝達しなければならない、とする文を加える。(下線部分は2004年8月の改正(本稿末尾の表中の「11」)により削除)
- (4) 国内官庁・公的機関へのデータの伝達を定めた第18条に、データを、州法の定める基準に従って、自動処理が可能なデータ記録媒体又はデータ送信によっても伝達することができる、とする第1a項を加える。第18条の対象機関を、EUの他の加盟国、欧州経済領域(EEA)諸国、EUの機関・組織に拡大する。
- (5) 他人や民間機関等へのデータ提供について定めた第21条に、一定の条件の下で、データを自動処理が可能なデータ記録媒体若しくはデータ送信により提供できるとする第1a項を加える。同項はただし、インターネット上の自動的呼出は、本人がこの方式での情報提供に異議を唱えている場合には許さ

れない、としている。

以上のようにデータのやりとりの電子化を進めるとともに、住民の届出義務を軽減した。すなわち、(3)に関連して、従来は旧住居からの退去、新住居への入居の両方を届け出なければならなかったが、新住所が国内にある場合には、退去の届出は不要とした(第11条第2項の改正)。また、従来はホテルでの滞在が2か月を超える場合は住民登録官庁に届け出なければならなかった。これを、国内の住居を届け出ているものについては6か月に延長^(注42)した。

Ⅲ-4 2002年改正法における個人情報保護

個人情報保護に関する改正点は次の通りである。

- (1) 申請があれば、本人に対し定期的なデータ伝達の受領者、目的、法的根拠等も開示する(第8条第1項の改正。本稿Ⅱの(6)参照)。
- (2) データを、州法の定める基準に従って、自動処理が可能なデータ記録媒体又はデータ送信によっても国内官庁・公的機関に伝達することができる、とする第18条第1a項を追加したが(本稿Ⅲ-3の(4)参照)、この場合、データ保護及びセキュリティの確保のために、その都度の技術的水準に応じた措置を講ずる、とする第8条第2項第2文を準用する。
- (3) 住民登録官庁からのデータ伝達の要件が緩やかな連邦憲法擁護庁等5機関(本稿Ⅱの(5)参照)に、連邦国境警備隊、関税取締機関を加える(第18条第3項の改正)。
- (4) 他人や民間機関等への情報提供を拒否できることを定めた第21条第5項が改められ、第6項が削除された。従来の第5項は、本人の生命、健康、個人の自由又は他の正当

な利益が危険にさらされるという推測を正当化する事実を疎明した場合には、いかなる情報提供も許されない、というものであった（本稿Ⅱの(8)参照）。改正により、住民の拒否に基づく情報提供の禁止に期限を設けるとともに、本人から事情聴取をした結果危険が排除できるとわかった場合には、情報提供を許すとした。改正の理由は、従来の第5項では、ある特定の場合にのみ情報提供を拒否するつもりであっても、申請すればあらゆる場合に提供が禁止されてしまうため、そうした事態を避けるためであると説明されている^(注43)。また、従来の第6項の内容は新たな第5項に含まれるとして削除された^(注44)。

この改正により前述の2001年の連邦、州のデータ保護観察官の決議に掲げられた要望は実現しただろうか。

完全に実現したのは、決議のうち項目①のみである。

項目②については、改正に部分的ではあるが反映され、住民に異議を唱える権利が付与された。

項目③は、実現しなかった。上記の改正点(2)により、照会機関の確認等のセキュリティについては、「その都度の技術的水準に応じた措置」とされたのみである。

項目④は、連邦、州のデータ保護観察官の反対にもかかわらず、改正点(4)により改正されてしまった。

項目⑤は、実現しなかった。バイエルン州データ保護観察官も2001/2002年の報告の中で、政党に住民登録簿情報が提供されることについて、また、同意していないにもかかわらず名簿出版会社に個人情報が提供されることについて、市民から多くの苦情が寄せられていると報告している^(注45)。今回もこれらの点は改善されなかった。ただし、政党等への情報

提供に対する異議を唱える権利の存在を選挙の8か月前に有権者に広報するという1文が加えられた（第22条第1項）。

項目⑥も実現しなかった。ただし連邦内務省は、ドイツ人についてのみホテルでの届出義務を廃止しようとしたようである。しかし、ホテル業界がこれに反対した。ホテル業界は、次のような見解を表明している。「ドイツ人の届出義務の廃止は、外国人客への差別となり、受け入れ難い。外国人の届出義務はシェンゲン協定^(注46)に定められているため、残ってしまうからである。我々ドイツのホテル業界は、世界に対しオープンであること、外国人に友好的であることを様々な形で示してきた。フロントに到着したばかりの宿泊客にドイツ人であるか外国人であるかを問わなければならなくなると、我々のこうした努力は水泡に帰してしまう^(注47)。」

連邦データ保護監察官は連邦議会に提出した第19次活動報告^(注48)の中でこの改正を「個人情報保護の面で全く進歩がない」と厳しく批判し、「私は、住民登録法大綱法のデータ保護法としてのレベルが依然として不十分であることを遺憾に思う。まさにこの行政分野で市民からは多くの苦情が寄せられており、市民は自らの情報上の自己決定権が侵害されているとみなしている^(注49)。」と述べている。

Ⅲ-5 国民背番号の問題

【身分証明書・旅券の番号】

16歳以上のドイツ人は、身分証明書法^(注50)により身分証明書の所持を義務付けられている。旅券法^(注51)により交付される有効な旅券をこれに代えることができる。身分証明書及び旅券には、姓名、出生年月日などの他、住民登録簿には

記載されない本人の写真、署名、身長及び目の色も記載される(身分証明書法第1条第2項、旅券法第4条第1項)^(注52)。また、身分証明書及び旅券には、番号(Seriennummer)が記載される。住民登録法大綱法の2002年改正法は、この番号を住民登録簿のデータ項目として新たに加えた。すなわち、1980年の住民登録法大綱法第2条第2項第17号「身分証明書及び旅券の発行官庁、発行年月日及び有効期間」を、「身分証明書及び旅券の発行官庁、発行年月日、有効期間及び番号」(下線筆者)に改めた。この改正点は、最初に提出された法案には含まれていなかったが、連邦参議院の見解表明^(注53)により加えられた。

1980年の法律についても、提出時の法案には、番号が含まれていたが、連邦議会内務委員会の修正提案^(注54)により削除された。同委員会の報告書は、「連邦法で身分証明書番号・旅券番号を住民登録簿に蓄積することを定める必要はないが、ただし、州が蓄積することは妨げない。連邦政府代表は審議の過程で、連邦

警察の職務の遂行には番号は必ずしも必要ではない、とし、これを法律に盛り込むことを断念できると説明した^(注55)」としている。その後1983年の国勢調査判決^(注56)に対応して、州での蓄積についても行わないこととし、1986年に身分証明書法を一部改正^(注57)し、また、旅券法を全面改正^(注58)して、「番号は、1991年9月1日から住民登録簿に蓄積してはならない」^(注59)の一文を加えた。住民登録法大綱法の2002年改正時には、身分証明書法、旅券法も同時に改正され、それぞれの上記の一文が削除^(注60)されている。以上をまとめると下表のようになる。

2002年改正法についてシュレスヴィツヒ・ホルシュタイン州データ保護監察官は州議会^(注61)に提出した第26次活動報告(2004年)の中で、次のように述べている。「身分証明書の番号については、2000年に州の住民登録法から削除したばかりである。機械可読の個人識別番号に相当するものが実質的に存在してしまう危険が大きいからである。しかし、2001年9月

表：身分証明書法、旅券法の「番号」と住民登録法大綱法との関係

	住民登録法大綱法	身分証明書法	旅券法
	—	身分証明書に番号を記載	旅券に番号を記載
1980年住民登録法大綱法案	住民登録簿の記載項目として、身分証明書、旅券の「番号」あり	—	—
1980年住民登録法大綱法	「番号」なし	—	—
1986年身分証明書法改正 1986年旅券法全面改正	—	「番号は、1991年9月1日から住民登録簿に蓄積してはならない。」(第3条第4項第3文)=(A)を加える	「番号は、1991年9月1日から住民登録簿に蓄積してはならない。」(第16条第4項第3文)=(B)を加える
2002年住民登録法大綱法及び他の法律の改正法案	「番号」なし	(A)について言及なし	(B)について言及なし
2002年住民登録法大綱法及び他の法律の改正法	「番号」あり(第2条第2項第17号)	身分証明書法を改正して(A)を削除	旅券法を改正して(B)を削除

11日の事件はこうした危惧の息の根を止めてしまった。2002年改正法により、身分証明書の番号が住民登録法大綱法のデータ項目として復活したのは驚かされた。改正の公式な理由は我々にも示されていない。^(注63)

身分証明書及び旅券の番号は、意味を持たない単なる番号であり、更新の都度変わる。かつて構想された、生年月日等の個人情報を含み、一生変わらない個人識別番号とは異なる。しかし、他のデータとのリンクを瞬時に可能にする現代の情報処理技術の下では個人識別番号と同様の機能をもつ可能性はある。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州データ保護監察官の懸念はここに向けられている。

【納税者番号】

2003年12月、税法改正（本稿末尾の表中の「10」参照）の中で、納税者のID番号（Identifikationsnummer）を導入するため、租税通則法に第139a条から第139d条までの新たな4条が追加された。納税者のID番号は、住民一人に対し、出生時に一つだけ付与される。従来は税の種類毎に別々の番号が付与されていた。導入時期は連邦財務省が法規命令で定めるとされ、2007年と予測されている。新たな第139b条によれば、住民登録官庁は、この制度の導入時に、住民の氏名、性別、宛先等のデータを連邦財務庁（Bundesamt für Finanzen）に伝達する。その後は、出生による住民登録があったときに伝達を行う。データを伝達された連邦財務庁は、各々の住民にID番号を付与し、これらのデータを蓄積する。

租税通則法とともに住民登録法大綱法も改正され、住民登録簿に蓄積できるデータを目的別に列記した第2条第2項に、第7号として「課税手続における住民の一義的な同定のため 租税通則法第139b条の規定によるID番

号」が加えられた。シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン州データ保護監察官は上記の第26次活動報告（2004年）の中で、次のように指摘している。「税法の立法はわかりにくく、世論が気づかないうちに、ドイツで住民登録したすべての住民は、税法上の個人識別番号の下に、生まれてから死ぬまで連邦財務庁に登録されることになった。・・・ID番号の税務目的外での使用は禁止されているが、防ぐことはむずかしい。・・・ID番号は連邦憲法裁判所が禁じた個人識別番号ではない、という主張があるが、形式論上はともかく、事実上間違っている。」^(注64)

IV 情報化の中で

IV-1 電子化の進展

2002年改正法は、施行（2002年4月3日）の2年後までに州の住民登録法を改正して住民登録法大綱法の規定に適合させることを州に義務付けていた（第23条第1項）。連邦議会のFDP（自由民主党）会派は、行政改革を推進する観点から、届出義務の軽減や電子的なデータ回付を実現するための州レベルでの法律改正の状況について、小質問を提出した。^(注65)これに対する連邦政府の文書回答によれば、2004年4月の時点では州法の改正を済ませた州はないが、2004年中にはほとんどの州が作業を終える見通しである。遅れの原因としては、州、自治体により、情報化の進展の程度に差があること、また、州法の統一を図るために、州内務大臣会議で調整しながら立法が進められ、時間がかかることが挙げられている。

2002年改正法による第17条第1項は、データ回付を「可能な限り自動処理が可能なデータ記録媒体又はデータ送信」によらなければならない、としていた（本稿Ⅲ-3の(3)参照）。2004年8月の改正（本稿末尾の表中の「11」参照）

により、下線部分を削除し、データ回付の方式をデータ送信に限ることとした。経過措置として、紙又はデータ記録媒体による回付は2006年12月31日まで、とする第24条を追加し、期限を区切って州の改革を促したのである。

2002年改正法を実施するには、州法を整備するだけでなく、電子的なデータを安全に交換できる国レベルの統一された方式の開発が必要である。州内務大臣会議の第一作業部会は2002年4月末の会議（2002年改正法の実施のための州法の改正をテーマとする会議）で、6州の代表者から成るプロジェクトグループ「住民登録制度」（PG Meldewesen）を立ち上げた。プロジェクトグループの任務は、ブレーメン市が開発した規格OSCI（Online Services Computer Interface）を用いた、住民登録制度のためのデータ交換フォーマットOSCI-XMeldを審査し、評価することであった。プロジェクトグループによる肯定的な評価を受けたOSCI-XMeldは、州内務大臣会議により「ドイツ・オンライン」プロジェクトの一つとして位置付けられ、開発が進められている。^(注67)

IV-2 「中央登録簿」への懸念

ドイツでは、住民登録簿のほかに、^(注68)戸籍法に基づき婚姻登録簿、家族登録簿、出生登録簿、死亡登録簿（この4つを「戸籍簿」と総称する。）が作成されている。連邦議会のFDP会派は2004年9月の小質問で、^(注69)住民登録簿と戸籍簿の内容は重複が多く、両者の並立には無駄が多いため可能な限り統合すべきであると提案し、連邦政府の見解を求めた。

連邦政府はこれに対する文書回答で、^(注70)両者は全く異なるものであるとして統合を否定し、両者の違いを次のように説明している。

「戸籍は市民の最も基本的な存在証明であり、旅券や身分証明書のデータも戸籍簿から

導いてくるのである。戸籍簿は養子縁組といった極めてセンシティブなデータも含むため、他官庁の利用についても厳格に制限されている。これに対し住民登録簿は、情報化社会の中で社会の様々な機能を体系的、効率的に組織化するための基盤である。住民登録簿は、住民が申告するデータに加え、戸籍官吏を含む他の官庁や公的機関から伝達されるデータも含んでおり、総体として国レベルでは最大のデータの集合体となっている。住民登録簿のデータは、様々な国の業務のために使用されているが、各々の業務の都度改めて市民にデータを申告させる必要をなくし、市民の負担を大幅に軽減している。」

連邦、州のデータ保護監察官は、2001年の決議中の項目①で、複数の登録簿を統合した「中央登録簿」への懸念を表明していた。現在、住民登録簿は各自治体で作成されており、「中央登録簿」は存在しない。しかし、情報技術の発達により情報が住民登録官庁間を大量かつ瞬時に行き交うようになれば、実質的な「中央登録簿」が成立するともいえる。

住民登録簿と他の登録簿との統合については、たとえば戸籍簿との統合という構想は否定された。ただし連邦政府は上記の文書回答の中で、戸籍法の改正案を起草済みであり、戸籍簿の電子化を予定していると述べている。いずれは戸籍簿のデータをまとめて住民登録簿に移すこと、結婚の際に必要な住民登録簿データを戸籍官吏が直接呼び出すことなども検討されており、住民登録簿と戸籍簿との垣根が低くなっていく可能性もある。一方連邦政府は、他官庁が戸籍簿のデータにオンラインアクセスすることはデータ保護の観点から考えていない、としている。

住民登録簿と戸籍簿との統合とは別に、納

税者の ID 番号の蓄積が開始されれば、連邦財務庁に蓄積されるデータこそ「中央登録簿」となる、という見方がある。メクレンブルク・フォアポメルン州のデータ保護監察官は第 6 次活動報告（2002/2003 年）の中で、「連邦財務庁は、ドイツの全住民の完全な登録簿（「中央登録簿」）を有する初の機関となる」と指摘している。

住民登録制度は、利便性と個人情報保護との困難なバランスをとりながら情報化社会における重要性を一層高めていくと思われる。

(注)

- (1) Entwurf eines Melderechtsrahmengesetzes (MRRG). Deutscher Bundestag. Drucksache. (以下、

Drs. と表記) 8/3825. 1980.3.19. S.1.

- (2) 最初の法律の翻訳及び解説は、内田晋「届出制度法の大綱を定める法律」『外国の立法』20 卷 3 号 (113 号) .1981. 3, pp.138-148. (以下、「内田」)。なお「届出制度法」は原語の Melderecht に忠実であるが、本稿及び翻訳では、内容をよりわかりやすく表すため「住民登録法」とした。
- (3) たとえばプロイセンの「プロイセン王国のための一般旅券証明布告」(1817 年 6 月 22 日)、「新規入国者の受入のための法律」(1842 年 12 月 31 日) が挙げられる。(Drs.8/3825. S.12)
- (4) Entwurf eines Gesetzes über das Meldewesen (Bundesmeldegesetz) Drs. VI/2654. 1971. 10. 4. S. 7.
- (5) Drs.VI/2654. S. 7.
- (6) Drs.8/3825. S. 13.
- (7) 基本法第 75 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに大

表：住民登録法大綱法改正経過 2004 年 8 月まで

	住民登録法大綱法を改正した法律の名称	連邦法律公報掲載頁
1	1983 年 2 月 24 日の兵役法及び非軍事役務法を改正する法律。Art.5	BGBl. I S. 179
2	1993 年 7 月 15 日の、共通の国境でのコントロールの段階的廃止に関する 1990 年 6 月 19 日のシェンゲン協定のための法律。Art.2	BGBl. II S. 1010
3	1994 年 3 月 11 日の住民登録法大綱法を改正するための第 1 次法律	BGBl. IS. 529, 1452(訂正)
	1994 年 6 月 24 日の住民登録法大綱法新規公布	BGBl. I S. 1430
4	1994 年 7 月 12 日の徴兵手続及び徴兵検査手続の再編成のための法律。Art.3 (1)	BGBl. I S. 1497
5	1999 年 7 月 15 日の国籍法を改革するための法律。Art.3 § 7	BGBl. I S. 1618
6	2000 年 8 月 28 日の住民登録法大綱法を改正するための第 2 次法律	BGBl. I S. 1302
7	2002 年 3 月 25 日の住民登録法大綱法及び他の法律を改正するための法律 (本稿では「2002 年改正法」という。)	BGBl.I S. 1186
	2002 年 4 月 19 日の住民登録法大綱法新規公布	BGBl. I S. 1342
8	2002 年 10 月 11 日の武器法の再編成のための法律。Art.5	BGBl. I S. 3970
9	2003 年 5 月 27 日の住民登録法大綱法を改正するための第 3 次法律。Art.1	BGBl. I S. 742
10	2003 年 12 月 15 日の税法を改正するための第 2 次法律。Art.19	BGBl. I S. 2645
11	2004 年 8 月 25 日の住民登録法大綱法を改正するための第 4 次法律	BGBl. I S. 2210

網的規定を発する連邦権限が掲げられている。第5号が「届出制度および身分証明制度」である。また、同条第2項（1994年10月27日の改正法（BGBl. IS. 3146）により追加）は、「大網的規定は、例外的にのみ詳細にわたりまたは直接的に適用される規律を含むことが許される」と定めている。現行の住民登録法大綱法は、この例外にあたる。（基本法の翻訳は、樋口陽一、吉田善明編『解説世界憲法集』第4版三省堂、2001.による。）

- (8) Entwurf eines Gesetzes über das Meldewesen (Bundesmeldegesetz) . Drs. VI/2654. 1971. 10. 4.
- (9) Entwurf eines Gesetzes über das Meldewesen (Bundesmeldegesetz.BMG) . Drs.7/1059. 1973. 10. 4.
- (10) 第6議会期提出の法案、第7議会期提出の法案の、各々第12条で規定している。
- (11) Drs.VI/2654. S. 7. Drs. 7/1059. S. 9.
- (12) Erläuterungen zum Melderechtsrahmengesetz (MRRG) . Das Deutsche Bundesrecht.IE60, 925. Lieferung,September 2003 . (以下、Erläuterungen 2003.) , S. 17. によれば1976年4月7日の勧告。原資料は確認できなかった。
- (13) Gesetz zum Schutz vor Mißbrauch personenbezogener Daten bei der Datenverarbeitung (Bundes-Datenschutzgesetz)。この法律は1973年に提出され、1977年に成立した（Gesetz vom 27. Januar 1977. BGBl. IS. 207）。その後多くの改正が行われている。2001年5月23日時点の同法の翻訳は、藤原静雄「改正 連邦データ保護法」『季刊行政管理研究』No.99, 2002. 9, pp.76-93.
- (14) Erläuterungen 2003. S. 17. によれば1976年5月5日の見解表明。原資料は確認できなかった。
- (15) 内田（前掲注2）、138ページ。Erläuterungen 2003. S. 17.
- (16) Erläuterungen 2003. S. 17.
- (17) Entwurf eines Melderechtsrahmengesetzes (MRRG) . Drs. 8/3825. 1980. 3. 19.
- (18) Drs. 8/3825. S. 1, 12.
- (19) Beschlußempfehlung des Innenausschusses

zu dem von der Bundesregierung eingebrachten Entwurf eines Melderechtsrahmengesetzes. Drs. 8/4261. 1980. 6. 19.

- (20) Melderechtsrahmengesetz (MRRG) . Vom 16. August 1980. BGBl.I S. 1429. 内田（前掲注2）に解説、翻訳がある。
- (21) 「住民」には外国人も含まれる。外国人に関しては、外国人中央登録簿法（Gesetz über das Ausländerzentralregister. Vom 2. September 1994. BGBl. I S. 2265. 最終改正 2004年7月30日）に基づき、一時的でなく滞在している者、庇護申請を行った者、難民として滞在を許された者、国外退去を命じられた者等について、連邦行政庁（Bundesverwaltungsamt）により外国人中央登録簿が作成されている。
- (22) 「住居」にはホテル、病院、介護ホーム、刑務所等も含まれる。
- (23) 現行法では7項目に増え、第7号まで。
- (24) ドイツの宗教団体には公法上の団体と民法上の団体とがある。両者の地位には大きな差があり、たとえば公法上の宗教団体は州の行政当局を通じて教会税を徴収する権限をもっている（戸田典子「ドイツの宗教法制 —— 「若者宗教」対策の観点から」『外国の立法』201号、1997. 5, pp.4-21.）住民が住民登録の際に所属する公法上の宗教団体を届け出れば、教会税を徴収される。
- (25) 現行法ではEUの他の加盟国、EEA諸国、EUの機関・組織も国内官庁・公的機関と同等の扱いとなっている。本稿Ⅲ-3の(4)参照。
- (26) 現行法ではこれに連邦国境警備隊、関税取締機関が加えられている。本稿Ⅲ-4の(3)参照。
- (27) 現行法ではこれに「番号」が加えられ「身分証明書及び旅券の発行官庁、発行年月日、有効期間及び番号」となっている。本稿Ⅲ-5参照。
- (28) 法令に基づいて定期的なデータ伝達を受けている公的機関には、たとえば公法人である放送局も含まれる。受信料徴収に必要な場合には、州法の規定があれば、放送局はデータ提供を受けることができる。

- ただし、番組制作の活動領域では、公法人である放送局も民間機関と同等に扱われる。Erläuterungen 2003. (前掲注 11) S. 80. (第 21 条第 8 項の解説)
- (29) 現行法ではこの部分は改められている。本稿Ⅲ-4 の(4)参照。
- (30) Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Melderechtsrahmengesetzes und anderer Gesetze. Drs.14/7260.2001. 11. 1.
- (31) Beschlussempfehlung und Bericht des Innenausschusses zu dem Gesetzentwurf der Bundesregierung. Drs.14/8127. 2002. 1. 30.
- (32) Gesetz zur Änderung des Melderechtsrahmengesetzes und anderer Gesetze. Vom 25.März 2002. BGBl I S. 1186.
- (33) 正式名称は「情報・コミュニケーションサービスのための大綱条件を定めるための法律」(Gesetz zur Regelung der Rahmenbedingungen für Informations- und Kommunikationsdienste. BGBl I 1997 S. 1870.)。テレサービス法、デジタル署名法(Gesetz zur digitalen Signatur (Signaturgesetz))の制定を中心的な内容とする。石井五郎他による解説、翻訳は『外国の立法』204号, 1999. 12. pp.233-258.
- (34) 「ブント・オンライン 2005」のホームページ: <http://www1.bund.de/nn_518/Content/BundOnline-2005/BundOnline-2005-knoten.html__nnn=true> (last access 2004.12.30)
- (35) "Umsetzungsplan für die eGovernment-Initiative 2005, Fortgeschriebener Stand der Umsetzung, Kabinettsbeschluss vom 11. Dezember 2002"
<http://www1.bund.de/nn_6958/Content/BundOnline-2005/Download/Download-seite-5-anl.templateId=raw.property=publicationFile.pdf> (last access 2004.12.30)
- (36) その他の 5 本の法律は次のとおり。① 2001 年 5 月 16 日の電子署名のための大綱条件を定め、及び他の規定を改正するための法律 (BGBl. I S. 876) ② 2001 年 6 月 25 日の裁判手続における送達手続の改
- 革のための法律 (送達改革法) (BGBl. I S. 1206) ③ 2001 年 7 月 13 日の私法の方式規定その他規定を現代的な法律行為に適合させるための法律 (BGBl. I S. 1542) ④ 2001 年 12 月 14 日の電子商取引のための法的な大綱規定のための法律 (電子商取引法) (BGBl. I S. 3721) ⑤ 2002 年 8 月 21 日の行政手続法上の規定を改正するための第 3 次法律 (BGBl. I S. 3322)。Umsetzungsplan (前掲注 35) S. 21.
- (37) Bericht über die Zusammenarbeit von Bund, Ländern und Kommunen im eGovernment (zur MPK am 18. Dezember 2003)
<http://www1.bund.de/nn_8290/Content/BundOnline-2005/Deutschland-Online/Bericht/Bericht-knoten.html__nnn=true> (last access 2004. 12. 30)
- (38) Entschliebung der 61.Konferenz der Datenschutzbeauftragten des Bundes und der Länder vom 8. bis 9. März 2001 "Novelierung des Melderechtsrahmengesetzes." Drs. 15/888, S. 183. Anlage 10.
- (39) 「情報上の自己決定権 (自己情報決定権)」とは、連邦憲法裁判所が 1983 年 12 月 15 日に下した国勢調査判決 (BVerfGE 65, 1) で確立された権利である。この判決は 1983 年に実施予定の国勢調査の根拠となる法律 (1983 年国勢調査法) を一部違憲としたもので、ドイツにおける個人情報保護の規範となった。住民登録制度との関連では、1983 年国勢調査法が国勢調査により収集したデータを住民登録簿と照合することを自治体に対して認めている点が違憲とされた。鈴木庸夫、藤原静雄「西ドイツ連邦憲法裁判所の国勢調査判決 (上) (下)」『ジュリスト』817号, 818号, 1984. 7. 1, 15, pp.64-70, pp.76-82. (本稿で「住民登録簿」と訳したものは、この論文では「種々の届出」「様々な記録簿」「諸届出記録簿」と訳されている。)
- (40) 「先進的電子署名」(「先進電子署名」とも訳す。)とは、専ら署名者のみに帰属し、署名者の同一性確認が可能であり、署名者のみが統制できる手

段により作成され、事後のデータ変更を認識できる電子署名。2001年5月16日の電子署名のための大綱条件を定める法律（署名法）（Gesetz über Rahmenbedingungen für elektronische Signaturen (BGBl. I 2001 S. 876). 前掲注36の①の法律の Artikel 1) 第2条に定義されている。同法の翻訳は、米丸恒治「ドイツ新電子署名法」『立命館法学』279号, 2001, pp.163-180.

(41) 「適格電子署名」とは、「先進的電子署名」（前掲注40）であって、認証サービスプロバイダが作成した適格証明証に基づき、特定の要件を満たすソフトウェア、ハードウェアにより作成されたもの。署名法（前掲注40）第2条に定義されている。

(42) ただし、ホテルで届出をしなければならない。この規定の条項番号は、従来の第16条第1項が第15条第2項に改められた。

(43) Drs. 14/7260. S. 18.

(44) Drs. 14/7260. S. 18.

(45) Der Bayerische Landesbeauftragte für den Datenschutz." 20. Tätigkeitsbericht des Landesbeauftragten für den Datenschutz, Berichtsraum 2001/2002." S. 185.

(46) 1990年に締結されたシェンゲン実施協定第45条が、ホテルでの届出義務に関する規定である。

(47) Hotelverband Deutschland (IHA) e. V."Novellierung der Hotelmeldepflicht, Diskriminierung ausländischer Gäste vom Tisch, Hotellerie wünscht gästefreundlichere Ausgestaltung (Berlin, 26. März 2001)."

<http://www.hotelverband.de/home/newspage_333_mn47.html> (last access 2004. 11. 3)

なおホテル業界は、本人が自筆で届出用紙に記入する、と定めている現行法を時代遅れであるとし、ホテル側が記入できるように改正することを求めている。大手のホテルは電子化した顧客名簿を備えており、これを打ち出して客には署名を求めただけにするほうが時間の節約にもなりサービスも向上するという主張である。さらには、電子署名の導入も求

めている。

(48) Tätigkeitsbericht 2001 und 2002 des Bundesbeauftragten für den Datenschutz - 19. Tätigkeitsbericht. Drs. 15/888. 2003. 5. 7. S. 44.

(49) ebd. S. 46.

(50) Gesetz über Personalausweise. Vom 19. Dezember 1950. BGBl. I S. 807. 最終改正は2002年3月25日（すなわち2002年改正法による改正が最終改正。）

(51) Paßgesetz. Vom 19. April 1986. BGBl. I S. 537. (1952年の法律 (BGBl. I S. 290) の全面改正) 最終改正は2002年8月21日。

(52) 9.11のアメリカ同時多発テロ事件の後、第二次テロ対策法により、身分証明書法、旅券法が改正され、指紋、虹彩などバイオメトリカルな指標（生体認証）も含むことを可能とした。（渡辺斉志「IV テロ対策3 ドイツ」『主要国における緊急事態への対処：総合調査報告書』（調査資料2003-1）国立国会図書館, 2003. 6, p.103.）

2004年12月13日の欧州理事会規則は、EU加盟国の旅券に2種のバイオメトリカルな指標（顔画像及び指紋）を電子化して搭載することを定めた。（Verordnung (EG) Nr.2252/2004 des Rates vom 13. Dezember 2004, Ambl. L 385/L.）。顔画像については規則施行後18か月以内、指紋については36か月以内に実施する。これを受けてドイツの連邦内務大臣は2005年6月1日、同年11月から顔画像を搭載した旅券（「e旅券」）を発行する、と発表した。指紋については、2007年3月からの搭載を予定している。同日、連邦と州のデータ保護監察官はこれに反対する決議を出した。決議は、EUが設定した期限は2006年半ばであり、それまでに高度なデータ保護及びe旅券の安全性を確保し、その後導入すべきであるとしている。決議は、バイオメトリカルな指標を蓄積したデータバンクが作成されないことの保障が必須、と強調している。<http://www.bmi.bund.de/cln_028/nn_122688/Internet/Content/Nachrichten/Pressemitteilungen/2005/06

- /ePass.html> (last access 2005. 6. 2)
 <<http://www.bfd.bund.de/Presse/pm20050601.html>>
 (last access 2005. 6. 2)。この問題についてドイツでは
 連邦議会技術評価局 (TAB : Büro für Technikfolgen-
 Abschätzung beim Deutschen Bundestag) が、2003
 年 12 月にドイツ連邦議会に詳細な報告書 ("Biometrie
 und Ausweisdekumente.") を提出している。
- [http://www.tab.fzk.de/de/projekt/
 zusammenfassung/ab93.pdf#search='b%C3%BC
 ro%20technologie%20absch%C3%A4tzung%20de
 utschen%20bundestag%20biometrie%20und%20
 ausweisdokumente'](http://www.tab.fzk.de/de/projekt/zusammenfassung/ab93.pdf#search='b%C3%BCro%20technologie%20absch%C3%A4tzung%20deutschen%20bundestag%20biometrie%20und%20ausweisdokumente') (last access 2004. 12. 30)
- (53) Stellungnahme des Bundesrates.Drs. 14/7260
 Anlage 2. 改正法 Artikel 1, 2 hh.
- (54) Drs. 8/4261.
- (55) Bericht des Innenausschusses zu dem von der
 Bundesregierung eingebrachten Entwurf eines
 Melderechtsrahmengesetzes. Drs. 8/4333 1980. 6.
 27 S. 3.
- (56) 前掲注 39 を参照。
- (57) Zweites Gesetz zur Änderung personalausweis-
 rechtlicher Vorschriften. Vom 19. April 1986.
 BGBl. 1986. IS. 545.
- (58) Paßgesetz und Gesetz zur Änderung der
 Strafprozeßordnung. Vom 19. April 1986. BGBl.
 1986. IS. 537.
- (59) 身分証明書法では第 3 条第 4 項第 3 文。旅券法で
 は第 16 条第 4 項第 3 文。
- (60) Gesetz zur Änderung des Melderechtsrahmen-
 gesetzes und anderer Gesetze.Vom 25.März 2002.
 BGBl. IS. 1186. Artikel 4.
- (61) Das Unabhängige Landeszentrum für Datenschutz
 Schleswig-Holstein. "26.Tätigkeitsbericht (2004).
 25. Februar 2004." Landestag.Drs. 15/3300. <[http :
 //www.datenschutz-zentrum. de/download/tb26.
 pdf](http://www.datenschutz-zentrum.de/download/tb26.pdf)> (last access 2004. 12. 30)
- (62) 2004 年 6 月 24 日公布の現行法では番号が復活し
 ている。Bekanntmachung der geltenden Fassung
 des Landesmeldegesetzes Vom 24. Juni 2004. 第 3
 条第 1 項第 17 号。<[http ://www.landesregierung-
 sh.de/landesrecht/210-3.htm](http://www.landesregierung-sh.de/landesrecht/210-3.htm)> (last access 2004.
 12. 30)
- (63) Das Unabhängige Landeszentrum für Datenschutz
 Schleswig-Holstein., a. a. O. (前掲注 61) S. 25.
- (64) Das Unabhängige Landeszentrum für Datenschutz
 Schleswig-Holstein., a. a. O. (前掲注 61) S. 61-62.
- (65) Kleine Anfrage,Bürokratieabbau im
 Meldewesen. Drs. 15/2782. 2004. 3. 24
 「小質問」とは、連邦議会での、連邦政府に対する
 文書による質問。連邦議会議長に提出される。連邦
 政府の回答は文書により、討論は行われない。「大
 質問」は、文書により回答され、討論も行われる。
- (66) Antwort der Bundesregierung,Bürokratieabbau
 im Meldewesen. Drs. 15/2911. 2004. 4. 7.
- (67) OSCI ホームページ。<[http ://www. osci. de/](http://www.osci.de/)>
 (last access 2004. 11. 14)
- (68) Personenstandsgesetz. Vom 3. November 1937.
 FNA 211-1, BGBl. III. (最終改正 : 2002 年 8 月 21
 日)。
- (69) Kleine Anfrage,Bürokratieabbau im Melde- und
 Personenstandswesen. Drs. 15/3858. 2004. 9. 29
- (70) Antwort der Bundesregierung, Bürokratieabbau
 im Melde- und Personenstandswesen. Drs.
 15/3927. 2004. 10. 15.
- (71) Der Landesbeauftragte für den Datenschutz
 Mecklenburg-Vorpommern. "Sechster
 Tätigkeitsbericht 2002-2003." S. 63. <[http ://
 www. lfd. m-v. de/taetberi/tb6/lfdmvtb6. pdf](http://www.lfd.m-v.de/taetberi/tb6/lfdmvtb6.pdf) >
 (last access 2005. 4. 17)

(とだ のりこ・総合調査室)

住民登録法大綱法*

Melderechtsrahmengesetz

Vom 16. August 1980 (BGBl. I 1980, S.1429)

Neugefasst durch Bek. v. 19. April 2002 (BGBl. I 2002, S.1342)

zuletzt geändert durch Art. 1 G v. 25. August 2004 (BGBl. I 2004, S. 2210)

調査及び立法考査局ドイツ法研究会** 訳

石井 五郎 監訳

第1章 総則

第1条 住民登録官庁の任務及び権限

- (1) 住民登録制度を管轄する州の官庁（住民登録官庁）は、本人及び住居の確認及び証明のために、その管轄区域に居住する者（住民）を登録しなければならない。住民登録官庁は、住民登録簿情報を提供し、他の官庁その他公的機関の任務の遂行に協力し、データを伝達する。住民登録官庁は、その任務の達成のために住民登録簿を管理する。住民登録簿は、本人から収集したデータ、官庁その他公的機関により伝達されたデータその他職務上知り得たデータを含む。
- (2) 住民登録官庁は、住民登録簿に蓄積される個人関連データを、この法律又は他の法規の基準によってのみ収集し、処理し、又は利用することが許される。届出義務のない住民のデータは、各州のデータ保護法律の規定による同意に基づき、収集し、処理し、及び利用することが許される。

第2条 データの蓄積

- (1) 住民登録官庁は、第1条第1項第1文及び第2文に規定する任務の達成のために、次の各号に掲げるデータをその正確性の証明に必要な注記と共に住民登録簿に蓄積する。
1. 姓
 2. 旧姓
 3. 名

4. 博士の学位
 5. 修道名^(註1)、芸名・筆名
 6. 出生年月日及び出生地
 7. 性別
 8. (削除)
 9. 法定代理人（姓名、博士の学位、宛先、出生年月日、死亡年月日）
 10. 国籍
 11. 宗教団体への法的所属
 12. 現在の宛先及び従前の宛先、主たる住居及び従たる住居、外国からの転入者については国内の最後の宛先
 13. 転入年月日及び転出年月日
 14. 婚姻関係。既婚者又は人生パートナー^(註2)については、これに加え婚姻締結又は人生パートナーシップ締結の年月日及び場所
 15. 配偶者又は人生パートナー（姓名、博士の学位、出生年月日、宛先、死亡年月日）
 16. 未成年の子（姓名、出生年月日、死亡年月日）
 17. 身分証明書及び旅券の発行官庁、発行年月日、有効期間及び番号
 18. 伝達禁止^(註3)
 19. 死亡の年月日及び場所
- (2) 住民登録官庁は、第1項に掲げるデータのほか、次の各号に掲げる目的のため、当該各号に定めるデータをその正確性の証明に必要な注記と共に住民登録簿に蓄積する。

1. ドイツ連邦議会選挙及び欧州議会選挙の準備のため 次に掲げる事実
 - a) 本人が選挙権又は被選挙権を有しないという事実
 - b) 本人が欧州連合市民（欧州議会選挙法第6条第3項第1文^(注4)）として、欧州議会選挙に際して職権により国内の選挙人名簿に登録されるべきであるという事実。同様に本人が〔ドイツ入国前^(注5)に〕最後に選挙人名簿に登録されていた、欧州連合加盟国である本国の地方自治体又は選挙区名〔のデータ〕も蓄積しなければならない。
 2. 賃金税カードの発行のため 税法上のデータ（税率等級、課税控除額、配偶者の宗教団体への法的所属、子の法的地位及び帰属並びに継親の姓名及び宛先^(注6)）
 3. 旅券及び身分証明書の発行のため 旅券発行拒否事由が存在するという事実、旅券発行が拒否されたという事実若しくは旅券が返納させられたという事実又は身分証明書法第2条第2項の規定に基づく命令が発せられたという事実^(注7)
 4. 国籍法上の手続のため 国籍法第29条の規定により、ドイツ国籍の喪失が生じ得るという事実^(注8)
 5. 行方不明者捜索機関の目的のため 連邦被追放者法第1条第2項第3号に掲げた地域出身の住民の1939年9月1日の宛先^(注9)
 6. 武器法上の手続のため 武器法による許可が与えられたという事実並びにこれを伝達する官庁名及び最初の許可の年月日^(注10)
 7. 課税手続における住民の一義的な同定のため 租税通則法第139b条の規定によるID番号
- (3) 州の法律は、州の任務の達成のためにその他のデータを蓄積することを定めることができる。

第3条 データの目的外利用等の禁止

住民登録官庁は、第2条第2項に規定するデータ又は第2条第3項の規定により蓄積された追加的データをそれぞれ同項に規定する目的の範囲内に限り、処理し、又は利用することが許される。住民登録官庁は、その都度、これらのデータを目的規定により区分して蓄積し、又は他の方法によりデータの処理若しくは利用が第1文の規定によってのみ行われるように確保しなければならない。これらのデータは、その都度、任務の達成のため必要がある場合に限り、第2条第1項に規定するデータと合わせて処理し、又は利用することが許される。第18条第2項及び第3項の規定は、次の各号に掲げる条件の下で影響を受けない。

1. 第2条第2項第1号に掲げるデータは、選挙の準備及び執行の権限を有する機関に対してのみ伝達を許されること。
2. 第2条第2項第7号に掲げる申告は、連邦財務庁に対してのみ伝達を許されること。

第4文第1号及び第2号に掲げるデータは、第17条第1項の規定によっても伝達を許される。^(注11)

第4条 データの収集

住民登録官庁が第2条の規定により蓄積するデータのうち、住民の入居の届出若しくは退去の届出又は住居の順位^(注12)の変更に際して収集すべきものは、州法で定める。

第4a条 住民登録簿の正確性及び完全性

- (1) 住民登録簿が不正確又は不完全である場合には、住民登録官庁は、職権により〔その登録簿を〕訂正し、又は補完しなければならない（随時補正）。随時補正については、官庁その他公的機関であって、定期的なデータ伝達において不正確又は不完全なデータが伝達されたものに対し、遅滞なく通知し

なければならない。

- (2) 姓名の知られている個別の住民又は多数の住民に関し、住民登録簿が不正確又は不完全である具体的根拠がある場合には、住民登録官庁は、その事実関係について職権により調査しなければならない。
- (3) 第1項第2文に掲げる機関が公式統計に関する任務を引き受けるものでない場合又は公法上の宗教団体でない場合において、伝達データが不正確又は不完全である具体的根拠があるときは、遅滞なく、住民登録官庁に対し通知しなければならない。その他公的機関で、自ら求めて登録データの伝達を受けたものは、同様の根拠がある場合には、住民登録官庁に対し通知することが許される。第2項の規定の適用を妨げない。法律上の守秘義務、特に租税通則法第30条の納税の秘密及び職業上又は特別な職務上の秘密〔を守る義務〕は、第1文及び第2文による通知が、伝達データの不正確又は不完全の具体的根拠があることを告知するものに限定される場合には、それらの通知の妨げとならない。
- (4) 第1項第2文及び第3項の規定は、第18条第5項の規定によりデータ及び注記を転送する場合に準用する。

第5条 住民登録に関する秘密

- (1) 住民登録官庁又はその委任を受けたその他の機関において事務に従事する者については、権限を有しないで個人関連データを収集し、処理し、又は利用することを禁止する。
- (2) 住民登録官庁の委任を受けた機関において事務に従事する者については、第1項の規定による義務を課するように確保しなければならない。その義務は、その職務の終了後も存続する。

- (3) 義務を課する時期及び方式に関する細目は、州法で定める。

第2章 保護権

第6条 本人の保護すべき利益

個人関連データの収集、処理又は利用により本人の保護すべき利益を侵害することは、許されない。〔個人関連データの〕収集、処理又は利用が所期の目的に対する適合性及び必要性に照らして本人に過度の負担となる場合には、保護すべき利益は、特に侵害されたものとする。〔個人関連データの〕収集、処理又は利用が法規で定められている場合には、本人の保護すべき利益の侵害の有無についての審査は、行わない。

第7条 本人の権利

本人は、この法律の定めるところにより、住民登録官庁に対し、次の各号に掲げることを無償で請求する権利を有する。

1. 第8条に規定する情報開示
2. 第9条に規定する〔データの〕訂正及び補完
3. 第10条第1項及び第2項に規定する〔データの〕消去
4. 第21条第2項第2文に規定する〔データの〕通知
5. 第19条第2項第4文、第21条第1a項、第5項及び第7項並びに第22条第1項に規定する〔データの〕伝達禁止の蓄積

第8条 本人への情報開示

- (1) 住民登録官庁は、本人に対して、申請により次の各号に掲げる情報を開示しなければならない。
 1. 本人について蓄積されたデータ及び注記並びにそれらの出所に関するデータ及び注

記

2. 定期的データ伝達の受領者又は受領者の範疇並びに伝達されるべきデータの種別
 3. 〔データの〕蓄積及び定期的データ伝達の目的及び法的根拠
- (2) 情報開示は、州法のさらに詳細な基準により、インターネット上の自動的呼出によっても行うことができる。この場合において、データ保護及びデータセキュリティの確保のために、特に住民登録簿に蓄積され、本人に伝達されるデータの信頼性及び完全性を保障する措置で、その都度の技術水準に応じたものを講ずるよう保障しなければならない。申請者の本人証明は、署名法に定める適格電子署名^(注13)により行われなければならない。第21条第1a項第1文の規定を準用する。
- (3) 次の各号に掲げる場合において、そのために開示に対する本人の利益を制約しなければならないときは、情報開示をしない。
1. 開示が住民登録官庁の管轄する任務の適正な達成を脅かすおそれがある場合
 2. 開示が公共の安全若しくは秩序を脅かし、又は連邦若しくは州の福祉に不利益となるおそれがある場合
 3. 法規上又はデータの性質上、特に第三者の重大で正当な利益を理由として、データ又はデータの蓄積の事実が秘密にされなければならない場合
- (4) 次の各号に掲げる場合にも、情報開示をしない。
1. 戸籍法第61条第2項^(注14)の規定により、出生登録簿又は家族登録簿の記載の閲覧を本人に許可してはならない場合
 2. 民法典第1758条第2項^(注15)に規定する場合
- (5) 情報開示が憲法擁護庁、連邦情報局又は軍事諜報部から住民登録官庁に伝達されたデータに関係する場合には、当該官庁の同

意を得たときに限り、開示をすることが許される。

- (6) 開示拒否は、その決定が依拠する事実又は法律上の根拠の通知が開示拒否の目的を脅かすおそれがある場合に限り、理由を示す必要がない。この場合において、データ保護規定の住民登録官庁における遵守の監督を管轄する機関に照会することができることを本人に指示しなければならない。
- (7) 本人に情報開示が行われない場合においては、その都度管轄する州最上級官庁が開示により連邦又は州の安全が脅かされるおそれがある旨を個別に確定しない限り、本人の請求に基づき、第6項第2文に規定する機関に対して開示しなければならない。データ保護規定の住民登録官庁における遵守の監督を管轄する機関による本人への通知は、責任機関が追加的開示に同意しない限りにおいて、責任機関の認識状況を推定させるものであってはならない。

第9条 データの訂正及び補完

蓄積されたデータが不正確又は不完全である場合には、住民登録官庁は、本人の申請により、当該データを訂正し、又は補完しなければならない。第4a条第1項第2文の規定を準用する。

第10条 データの消去及び保存

- (1) 住民登録官庁は、蓄積されたデータがこの法律により住民登録官庁に義務づけられた任務の達成のため必要がなくなった場合には、これを消去しなければならない。データの蓄積が許されなかった場合^(注16)にも、同様とする。
- (2) 特に、転出し又は死亡した住民のデータは、その本人確認又は住居証明の役に立たず、又は選挙の目的のため若しくは第2条

第2項第4号に掲げる事実の確認に必要でない限り、任務の達成のために必要でなくなったものとする。これらのデータは、住民の死亡又は転出の翌年の満了とともに消去しなければならない第2条第1項第11号及び同条第2項第2号に掲げるデータ^(注17)を除き、住民が転出し、そのデータ回付を利用した後又は住民が死亡した後、遅滞なく消去しなければならない。第2条第2項第5号に掲げるデータは、行方不明者検索機関への伝達後、遅滞なく消去しなければならない。

- (3) 本人確認及び住居証明のため、選挙の目的のため又は第2条第2項第4号に掲げる事実の確認のために引き続き必要であるデータは、州法で定める期間の経過後は、分離して保存し、技術的措置及び組織的措置によって特別に保護しなければならない。これらのデータは、姓名及び旧姓、出生年月日及び出生地、現在及び従前の宛先、転出年月日並びに死亡の年月日及び場所を除き、当該期間の経過後は、加工又は利用をすることは許されないが、学術上の目的のため、現に存する証明の困難の除去のため、第18条第3項に掲げる官庁の任務の達成のため、選挙の目的のため若しくは第2条第2項第4号に掲げる事実の確認のために不可欠である場合又は本人が文書により同意を与えた場合には、この限りでない。
- (4) 第1項第1文の場合において、住民登録簿の蓄積方式の特殊性^(注21)のために消去が不可能であり、又は過度に多額の負担を伴ってのみ可能であるときは、州法で第3項に準じた規制を行うことができる。
- (5) 本人確認及び住居証明のため、選挙の目的のため又は第2条第2項第4号に掲げる事実の確認のために引き続き必要であるデータ、その分離保存の期間及び方式並びにその保全に関する細目は、州法で定める。第1

項第1文及び第3項の場合における当該データの消去又は分離保存の前に管轄する文書館に対しその移管を提案すること及びその際の条件も、州法で定めることができる。

第3章 届出義務

第11条 一般的な届出義務

- (1) 住居に入居する者は、住民登録官庁に届け出なければならない。
- (2) 住居から退去した者で国内の新住居に入居しないものは、住民登録官庁に転出を届け出なければならない^(注23)。
- (3) 届出義務者は、住民登録官庁の要求がある場合には、住民登録簿の適正な管理のために必要な情報を提供し、届出事項の証明に必要な書類を提出し、住民登録官庁に自ら出頭しなければならない。
- (4) 住民登録官庁は、法的利益が疎明された場合には、住居の所有者^(注24)に対して、及び、住居の所有者が住居の提供者でないときは、住居の提供者にも、その住居において届出が行われた住民の姓名及び博士の学位に関する情報を提供しなければならない。住民登録官庁は、これらの者に対し、当該住居に居住している者又は居住していた者に関する情報を要求することができる^(注26)。内水航行船舶又は海洋航行船舶の船員（第13条）については、この義務は、船舶所有者が負う。
- (5) この法律にいう住居とは、居住又は睡眠のために使用されるあらゆる囲われた空間をいう。連邦軍の船舶上の施設も住居とする^(注28)。居住車及び居住船舶は、移動せず又は臨時にのみ移動する場合に限り、住居とみなされる。
- (6) データ送信によっても届出が可能であることを州法で定めることができる^(注29)。第8条第2項第2文の規定を準用する。届出の本

人証明は、署名法に定める適格電子署名によって行わなければならない。

第12条 複数の住居

- (1) 住民が国内に複数の住居を有する場合には、これらの住居の一を主たる住居とする。住民は、住民登録官庁に、第2項及び第3項の規定による主たる住居を通知しなければならない。
- (2) 主たる住居とは、住民が主に利用する住居をいう。既婚の住民又は人生パートナーシップを営む住民の主たる住居は、その家族又は人生パートナーとの別居状態が継続する場合を除き、その家族又は人生パートナーが主に利用する住居とする。未成年の住民の主たる住居は、身上監護権者の住居とし、身上監護権者が別居している場合には、主たる住居は、身上監護権者の住居のうち当該未成年者が主に利用する住居とする。障害者施設に入居している住民の申請がある場合には、当該住民が27歳を満了するまで、第3文に規定する住居を当該住民の主たる住居とする。疑問がある場合には、住民の生活の拠点になっている住居を主に利用する住居とする。既婚の住民又は人生パートナーシップを営む住民の住居の順位を、第2文及び第5文の規定により明白に決めることができない場合には、主たる住居は、第1文に規定する住居とする。
- (3) 従たる住居とは、住民のその他すべての住居をいう。

第13条 内水航行船舶及び海洋航行船舶の乗組員

- (1) ドイツ連邦共和国内で船舶登録簿に登録された内水航行船舶に乗り組む者は、その船舶の船籍地の住民登録官庁に届け出なければならない。第11条第2項、第3項及び第

6項の規定を準用する。ただし、第11条第1項の規定により住居について国内で届出が行われている場合には、この限りでない。

- (2) 連邦国旗を掲げる権利を付与された海洋航行船舶の所有者は、雇用関係、乗組員雇用関係又は職業訓練関係の開始に際して、その船舶の船長及び乗組員を届け出なければならない。当該船舶の所有者は、雇用関係、乗組員雇用関係又は職業訓練関係の終了に際して、これらの者を届け出なければならない。管轄権を有するのは、当該船舶の所有者の居所にある住民登録官庁とする。第11条第1項の規定により、住居について国内で届出が行われている者は、この届出義務を負わない。

第14条 届出義務の免除

次の各号に掲げる者は、第11条第1項及び第2項の規定による届出義務を免除される。

1. 外国の外交使節又は外国の領事代表部の構成員及びこれらの者と同一世帯で生活する家族で、ドイツ国籍を有していない者、国内に永続的に居住していない者、又は国内で私的な職業活動に従事していない者
2. この免除が、国際法の取決めにおいて定められている者

第1項第1号の規定による届出義務の免除は、相互主義がある場合に限られる。

第15条 届出義務の例外

- (1) 次の各号に掲げる者が当該各号の規定に該当する場合には、届出義務を負わない。
 1. 国内の住居を届け出ている住民 兵役義務法に基づく兵役若しくは非軍事役務法に基づく非軍事役務を遂行し、又は軍人法に基づく職務を遂行するため、共同宿舎その他の職務上供給された宿舎に入居する場合
 2. 職業軍人、短期志願軍人及び連邦国境警

備隊の官吏 職務上の理由から、6月までの期間、共同宿舎その他の職務上供給された宿舎に入居しており、かつ、国内の住居を届け出ている場合

(2) 住民が次の各号に掲げる要件の一に該当する場合には、一時的滞在として、州法により第11条第1項の規定による届出義務の例外とすることができる。

1. 国内の住居を届け出ており、かつ、一時的に利用する住居への入居を他の方法で把握することが保証されている場合

2. 国内の住居を届け出ており、かつ、滞りが6月を超えない場合

3. 平生は外国に居住しており、かつ、国内の住居を届け出ている住民の滞在が2月を超えない場合

第1文の規定は、後期帰還者(Spätaussiedler)^(注30)及び連邦被追放者法第8条の規定により後期帰還者と共に〔受入〕割当が認められたその家族並びに受入施設その他一時的宿泊施設に居住する外国人に対しては、適用しない。

第16条 旅館、病院、ホーム及び類似施設における特別の届出義務

(1) 旅館への宿泊に対して住民登録官庁への届出義務の例外が認められている場合には、宿泊している本人が届出用紙に自筆で記入し、かつ、署名しなければならず、外国人の場合には、併せて旅館の営業者又はその受託者に有効な身分証明書を提示して身分を証明しなければならない。同行の配偶者又は人生パートナー及び未成年の子並びに旅行団体の参加者については、州法で当該義務の例外とすることができる。旅館の営業者又はその受託者は、当該届出義務の達成に努め、記入された届出用紙を州法の規定に基づき管轄官庁のために保管し、又は

当該官庁に伝達しなければならない。営利用又は業務用に委託された場所でテント、居住車輛又は船舶に宿泊する場合には、第1文から第3文の規定を準用する。外国人の特別の届出義務に関する細目は、州法で定める。

(2) 州法が病院、介護ホーム又は類似の施設での宿泊に対して住民登録官庁への届出義務の例外を認めている場合には、これらの施設に収容された者は、施設の長又はその受託者に対して、州法に定める本人確認に関する申告をしなければならない。施設の長又はその受託者は、この申告を遅滞なく記録簿に記載する義務を負う。重大かつ現在の危険を防止し、犯罪行為を訴追し、又は行方不明者及び事故犠牲者の運命を解明するため個別に必要であると管轄官庁が確認した場合には、当該記録簿から情報提供を受けなければならない。

(3) 第1項及び第2項の規定により収集された申告は、連邦法又は州法に別段の定めがない限り、当該各項に掲げられた官庁のみが、危険防止、刑事訴追又は行方不明者及び事故犠牲者の運命の解明を目的として、利用し、又は処理することが許される。

(4) 第1項に規定する届出用紙又は第2項に規定する記録簿の様式、内容及び保存期間並びに管轄官庁のための保管及び当該官庁への伝達に関する細目は、州法で定める。

第4章 データの伝達

第17条 住民登録官庁間のデータの伝達

(1) 住民が住民登録官庁に届け出た場合には、当該住民登録官庁は、従前の〔主たる住居の〕管轄住民登録官庁及びその他の住居の管轄住民登録官庁に対し、第2条第1項第1号から第18号までに掲げる本人のデータの

伝達により、当該住民の届出を通知しなければならない（データ回付）。当該データは、遅滞なく、遅くとも届出から3就業日以内に、データ送信により伝達しなければならず、この場合には、第8条第2項第2文の規定を準用する。伝達されたデータは、遅滞なく従前の住居の住民登録官庁によって処理されなければならない。外国からの転入者については、国内の最終居所の管轄住民登録官庁に通知しなければならない。従前の管轄住民登録官庁は、新しい住居の住民登録官庁に対し、第2条第2項第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる事実を通知し、第1文に規定するデータが従前の申告と異なる場合には、〔併せてその旨を〕通知しなければならない。同一州の住民登録官庁が関与する場合には、データの伝達について追加的な規制を州法で定めることができる。

- (2) 第2条第1項及び第2項第6号に掲げるデータが補正された場合には、当該データがその任務の達成のために必要である限りにおいて、当該住民のその他の住居の管轄住民登録官庁に通知しなければならない。
- (3) 第21条第5項及び第7項に規定する場合には、管轄住民登録官庁は、遅滞なく従前の住居の管轄住民登録官庁及びその他の住居の管轄住民登録官庁に通知しなければならない。情報提供禁止の取消しについても、この規定を適用する。
- (4) 国際法の取決めで外国の機関との間の住民登録官庁のデータ回付手続が定められている場合には、当該取決めにおける合意が第1項から第3項までの規制に優先する。

第18条 他の官庁その他の公的機関へのデータの伝達

- (1) 住民登録官庁は、その管轄に属する任務又はデータ受領者の管轄に属する任務の達

成のために必要である限りにおいて、国内の他の官庁その他の公的機関に対し、住民登録簿から次の各号に掲げる住民のデータを伝達することが許される。

1. 姓
2. 旧姓
3. 名
4. 博士の学位
5. 修道名、芸名・筆名
6. 出生年月日及び出生地
7. 性別
8. 法定代理人（姓名、博士の学位、宛先、出生年月日、死亡年月日）
9. 第2条第2項第4号の規定に基づき蓄積されたデータを含む国籍
10. 現在の宛先及び従前の宛先、主たる住居及び従たる住居、外国からの転入者については国内の最後の宛先
11. 転入年月日及び転出年月日
12. 婚姻関係。既婚者又は人生パートナーについては、これに加え婚姻締結又は人生パートナーシップ締結の年月日及び場所
13. 伝達禁止
14. 死亡の年月日及び場所

次の各号に掲げる国又は国際機構の官庁その他の公的機関への伝達については、欧州共同体法の適用領域に全体的又は部分的に関係する活動の枠内において、当該伝達に適用される法律及び〔取決めによる〕合意に従い、第1文の規定を適用する。

1. 欧州連合の他の加盟国
2. 欧州経済領域協定の他の締約国
3. 欧州共同体の機関及び組織^(注32)

第3項に規定する官庁に対しては、住民登録官庁は、第1文に規定する要件の下で第1文に掲げるデータのほか第2条第1項第17号に規定する申告をも伝達することが許さ

れる。姓名を指定しないで多数の住民のデータを伝達する場合には、第1文に掲げるデータのみを基礎として住民の集合を作成することが許される。

(1a) データは、照会機関の同一性の確認に疑いがない場合であって、第19条第2項第4文又は第21条第5項及び第7項の規定による伝達禁止がないときは、州法の定める基準に従って、自動処理が可能なデータ記録媒体又はデータ送信によっても伝達することが許される。第8条第2項第2文の規定を準用する。

(2) 第1項第1文に掲げるデータ以外のデータ又は第2条第1項若しくは第2項に掲げる住民登録簿中の注記を他の官庁その他の公的機関に伝達することは、データ受領者が次の各号のいずれにも該当する場合にのみ許される。

1. そのデータを知らなければ法規により委託された任務を達成することができない場合
2. 過度に多額の負担を伴わなければ関係住民のデータを収集することができない場合又はそのデータを必要とする任務の性格上データの収集を見合わさざるを得ない場合

(3) 住民登録官庁が連邦憲法擁護庁、連邦情報局、軍事諜報部、連邦刑事局、連邦国境警備隊、関税取締機関又は連邦検事総長からこれらの官庁の管轄に属する任務を達成するため第2項の規定によりデータ又は注記を伝達するよう要請された場合には、第2項及び第6条に規定する要件を満たしているか否かについての住民登録官庁による審査は行わない。この要請を行う官庁は、伝達を要請する事由を明示して、本人の姓名及び宛先を記録しなければならない。これらの記録は、分離して保存し、技術的措置及び組織的措置により保護し、記録の作成

が行われた年の翌年末には廃棄するものとする。第1文から第3文までの規定は、州における治安任務、刑事訴追、刑の執行及び行刑を管轄する官庁にも準用し、当該官庁を、住民登録制度に関する州の法律に明示しなければならない。

(4) 他の官庁その他の公的機関への、特に自動的呼出手続による定期的データ伝達は、連邦法又は州法で伝達を要請する事由及び目的、データ受領者並びに伝達されるデータを指定して定められる場合に限り、許される。

(5) 住民登録官庁が所属する行政部門の内部においては、第1項に規定する要件の下で、第2条第1項に掲げるデータ及び注記のすべてを転送することが許される。第2条第2項に規定するデータ及び注記の転送及び閲覧については、第2項の規定を準用する。

(6) データ受領者は、法律に別段の定めがない限り、データ及び注記が伝達され又は転送された目的の達成のためにのみ、処理又は利用をすることが許される。第21条第5項及び第7項の場合において、伝達され又は転送されたデータ及び注記の処理又は利用は、本人の保護すべき利益に対する侵害を除去することができる場合にのみ、許される。

第19条 公法上の宗教団体へのデータの伝達

(1) 住民登録官庁は、公法上の宗教団体に対し、第18条第1項第1文に規定する要件に基づき、当該宗教団体の任務の達成のため、その構成員に関する次の各号に掲げるデータを伝達することが許される。

1. 姓
2. 旧姓
3. 名
4. 博士の学位
5. 修道名、芸名・筆名

6. 出生年月日及び出生地
 7. 性別
 8. 国籍
 9. 現在の宛先及び従前の最後の宛先、主たる住居及び従たる住居、外国からの転入者については国内の最後の宛先
 10. 転入年月日及び転出年月日
 11. 婚姻関係。ただし、既婚未婚の別又は人生パートナーシップ締結の有無の申告に限る。既婚者又は人生パートナーについては、これに加え婚姻締結又は人生パートナーシップ締結の年月日
 12. 未成年の子の数
 13. 伝達禁止
 14. 死亡の年月日及び場所
- (2) 構成員の家族であって、同一の公法上の宗教団体に所属しない者又はどの公法上の宗教団体にも所属しない者に関して、住民登録官庁は、次の各号に掲げるデータを伝達することが許される。
1. 姓
 2. 名
 3. 出生年月日
 4. 公法上の宗教団体への所属
 5. 伝達禁止
 6. 死亡年月日
- 第1文にいう家族とは、配偶者、未成年の子及び未成年の子の親をいう。第1項に掲げるデータ以外のデータを伝達することを、州の法律で定めることができる。本人は、自らのデータが伝達されないよう要求することができるものとし、第11条第1項の規定による届出の際にその旨が指示されなければならない。公法上の宗教団体の租税徴収権の目的のために当該宗教団体にデータが伝達されなければならない旨を州法で定めている場合には、第4文の規定は、適用しない。^(注33)

- (3) 第1項及び第2項の規定によるデータの伝達は、データ受領者において十分なデータ保護措置が講じられていることが確保される場合にのみ許される。細目は、州法で定める。
- (4) 第18条第1a項の規定を準用する。

第20条 データ伝達のための法規命令

- (1) 連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、第18条第4項の基準に従って、住民登録官庁が連邦官庁並びに連邦直属の公法上の団体及び施設並びにそれらの連合体に対して連邦法又は州法により許容される定期的データ伝達を実施するため、伝達手続の細目を定める権限を有する。
- (2) 連邦内務省は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、州間における住民登録簿の随時補正又は訂正のために必要な第17条第1項及び第2項の規定によるデータ伝達を実施するため、伝達の事由及び目的、伝達されるべきデータ、データの方式並びに伝達手続の細目を定める権限を有する。
- (3) 第1項及び第2項の規定により定めるべきデータの方式及び伝達手続の方式については、何人にも入手可能な専門機関による公告を参照することができ、その場合には、次の各号に定めるところによる。
 1. 当該法規命令において、公告日を示し、〔公告の〕出所を正確に表示すること。
 2. 公告を連邦公文書館に保管し、法規命令にその旨を指示すること。

第21条 住民登録簿情報提供

- (1) 本人でない者及び第18条第1項に掲げられた機関以外の機関に対しては、住民登録官庁は、個別特定の住民の姓名、博士の学位及び宛先に関する情報のみを伝達することが許される（単純住民登録簿情報提供 (einfache

Melderegisterauskunft))。この規定は、姓名を指定して多数の住民のデータに関する情報が求められた場合にも適用される。

(1a) 次の各号のすべてに該当する場合には、第1項に規定する住民登録簿情報は、自動処理が可能なデータ記録媒体若しくはデータ送信により、又はインターネット上の自動的呼出により提供することができる。

1. 申請が公式に定められた方式でなされている場合
2. 申請者が、〔照会の対象である〕本人の姓名に加え、第2条第1項の規定により蓄積されたデータのうちの少なくとも二つにより本人を指定している場合
3. 本人であることが、申請に記載されたデータと住民登録簿に蓄積された本人のデータとの自動的照合によって明白に確認されている場合

インターネット上の自動的呼出は、本人がこの方式での情報提供に異議を述べている場合には、許されない。住民登録官庁に引き渡されたデータ記録媒体又は伝達されたデータは、申請処理後は、遅滞なく返却し、消去し、又は破棄しなければならない。第8条第2項第2文の規定を準用する。手続の詳細は、州が定める。

(2) 何人も、正当な利益を疎明した場合には、当該の者に、第1項に掲げる個別特定の住民のデータのほか、次の各号に掲げる事項について、拡大住民登録簿情報提供 (erweiterte Melderegisterauskunft) が許される。

1. 旧名及び旧姓
2. 出生年月日及び出生地
3. 法定代理人
4. 国籍
5. 従前の宛先
6. 転入年月日及び転出年月日
7. 婚姻関係。ただし、既婚未婚の別又は人

生パートナーシップ締結の有無の申告に限る。

8. 配偶者又は人生パートナーの姓名及び宛先

9. 死亡の年月日及び場所

住民登録官庁は、拡大住民登録簿情報提供について、本人に対し、データ受領者を明示して遅滞なく通知しなければならないが、データ受領者が法的利益を疎明した場合、特に法的請求権の主張のために疎明した場合には、この限りでない。^(注34)

(3) 姓名を指定されていない多数の住民に関する住民登録簿情報提供 (集合情報提供) は、情報の提供が公共の利益となる場合にのみ許される。集合を作成するために次のデータを用いることが許される。

1. 出生年月日
2. 性別
3. 国籍
4. 宛先
5. 転入年月日及び転出年月日
6. 婚姻関係。ただし、既婚未婚の別又は人生パートナーシップ締結の有無の申告に限る。

集合に属するという事実のほか、次のデータを伝達することが許される。

1. 姓
2. 名
3. 博士の学位
4. 年齢
5. 性別
6. 未成年の子の法定代理人 (姓名、宛先)
7. 国籍
8. 宛先

(4) 第2項及び第3項に規定する住民登録簿情報提供については、データ受領者は、データが伝達された目的を達成するためにのみ当該データを使用することが許される。

(5) 住民登録簿情報提供により生命、健康、人身の自由又はこれらに類する保護すべき利益についての危険が本人又はその他の者に生じるおそれがあるという推測を正当化する事実が存在する場合には、住民登録官庁は、申請により又は職権により情報提供禁止を住民登録簿に記入しなければならない。この場合には、住民登録簿情報提供は許されないが、ただし、本人への事情聴取により、第1文にいう危険を排除することができる場合には、この限りでない。情報提供禁止は、申請のあった年の翌々年の満了とともに終了するが、申請により延長することができる。

(6) 削除

(7) 次の各号に掲げる場合にも、住民登録簿情報提供は、許されない。

1. 戸籍法第61条第2項及び第3項の規定により、出生登録簿又は家族登録簿の記載の閲覧を許可してはならない場合^(注35)
2. 民法典第1758条第2項に規定する場合

(8) 第1項から第7項までの規定は、公法上の放送局についても、当該放送局が番組制作活動を行う限りにおいて適用する。

第22条 特別な場合における住民登録簿情報提供

(1) 住民登録官庁は、ドイツ連邦議会選挙又は欧州議会選挙に関連して政党、選挙人の団体及びその他の候補者推薦をした者に対して、当該選挙に先立つ6月間、住民登録簿から選挙権者の集合の第21条第1項第1文に掲げるデータについて、その集合の作成が年齢に基づいており、かつ、選挙権者が当該情報提供に異議がない限りにおいて、これを提供することが許される。この場合において、選挙権者の生年月日の提供は、許されない。〔データの〕受領者は、データを遅

くとも選挙の1月後までに消去しなければならない。第21条第4項の規定を準用する。選挙権者は、届出の際及び遅くとも選挙の8月前までに、公告を通じて自らの異議権を教示されなければならない。

(2) 住民の賀寿又は結婚記念日に関する住民登録簿情報提供を望む者がある場合には、住民登録官庁は、本人が州法上の規制の基準に従って当該情報提供について異議を述べていない限りにおいて、当該情報を提供することが許される。情報提供を行う場合には、第21条第1項第1文に掲げる本人のデータ並びに記念の日及び種類以外を含めることは、許されない。

第5章 調整規定及び末尾規定

第23条 州の立法の調整；直接適用

(1) 州は、この法律の施行後2年以内に当該州の住民登録法をこの法律の規定に適合するよう調整しなければならない。

(2) 第2条第2項第1号b、第4号及び第6号並びに第10条の規定は、第2条第2項第4号の規定による事実の蓄積に関する限りにおいて、並びに第17条第1項第5文及び第2項の規定は、第2条第2項第6号の規定による事実の随時補正を対象としている限りにおいて、州の住民登録法の調整までの間、それぞれ直接適用する。第2条第1項第14号及び第15号の規定は、人生パートナー又は人生パートナー契約のデータの蓄積に関する限りにおいて、並びに第12条第2項第2文、第16条第1項第2文、第19条第1項第11号並びに第21条第2項第7号及び第8号並びに第3項第2文第6号の規定は、人生パートナー又は人生パートナー契約を対象としている限りにおいて、同様に州の住民登録法の調整までの間、それぞれ直接適

用する。その他の規定については、州は、2001年8月1日までに、住民登録法大綱法第二次改正法で改正又は追加されたこの法律の規定に州の住民登録法を適合させるよう調整しなければならない。

第24条 経過規定

第17条第1項第2文の規定にかかわらず、データ回付は、データ送信のための技術的要件が住民登録官庁において未だ満たされていない場合には、2006年12月31日まで、紙の形態又は自動処理が可能なデータ記録媒体によることも許される。

第25条及び第26条

(他の法律の改正)

第27条

(実効性喪失)

第28条

(発効及び失効)

(注)

- (1) 「修道名」とは、修道会に入会して与えられる名前。マザー・テレサの「テレサ」が修道名。
- (2) ドイツでは、2001年8月1日施行の人生パートナーシップ法により、同性カップルに対し、異性間の婚姻に似た「人生パートナーシップ」関係を認めた。婚姻における「配偶者」に相当するのが「人生パートナー」である。
- (3) 住民はこの法律に定める場合に（第7条第5号参照）、自己のデータの伝達を拒否することができる。この場合住民登録官庁は「伝達禁止」を登録する。
- (4) ドイツ以外の欧州連合加盟国の市民で、ドイツに住居を有する18歳以上のもの。
- (5) []は訳者による補足。以下同じ。
- (6) 「賃金税カード」は、管轄権を有する市町村官庁

から交付される。税率等級、子の数、配偶関係などが記載されている。使用者によって賃金税の算定及び控除のための基礎として用いられる。（『ビジネス経済法制辞典』郁文堂、1999.）

- (7) 旅券法は、旅券の代わりに他の証明書を用いることを可能とする法規命令を発する権限を連邦内務大臣に与えている。身分証明書法第2条第2項は、この法規命令が身分証明書を旅券代わりと認めていても、旅券法に定める旅券発行を拒否する事由が存在すれば、身分証明書を出国時の証明として認めない命令を発する権限を管轄官庁に与えている。
- (8) ドイツで出生した外国人の子や帰化した10歳未満の外国人は、一定の要件のもとでドイツ国籍を取得することができ、二重国籍となる場合がある。国籍法第29条は、こうした子が成年に達した時点でどちらの国籍を選択するか意思表示することを求めている。外国籍を選択した場合又は23歳までに意思表示を行わない場合には、ドイツ国籍を喪失する。
- (9) 第二次世界大戦の生死不明者・未引揚者などの捜索機関。当初はSuchdienstと単数形で表記され、教会の行方不明者捜索サービス（ドイツ・カリタス会及びドイツ新教社会奉仕団が運営）のみが想定されていた。この機関が「公権受託事業者」の性格を有するかという疑義があったため、データ蓄積の法的根拠として特に設けられた規定。2002年3月の改正により複数表記となった。
- (10) 同号に掲げられているのは、オーデル・ナイセ河以東の旧プロイセン領、ダンツィヒ、エストニア、ラトビア、リトアニア、旧ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラビア、アルバニア、中国である。
- (11) 第4文とは、訳文の「第18条第2項及び第3項」から、「2. 第2条第2項第7号に掲げる申告は、連邦財務庁に対してのみ伝達を許されること。」の部分に該当する。
- (12) 「住居の順位」とは、第12条に定める、主たる住居、従たる住居の別のこと。
- (13) 電子署名法第2条に「適格電子署名」の定義があ

- る。邦訳は、米丸恒治「ドイツ新電子署名法」『立命館法学』279号, 2001, pp.163-180.
- (14) 養子縁組が行われた場合、出生登録簿及び家族登録簿の閲覧を、管轄官庁、養親、養親の両親、養子の法定代理人、16歳以上の養子にのみ認める規定。16歳未満の養子には本人の住民登録簿情報を開示しないことになる。
- (15) 養子縁組についての子の両親の同意が得られた場合に、その事実を明らかにすることは、養親及び子の同意がないときは許されないという規定。
- (16) 例えば、法規に基づかないでデータが収集・蓄積されていた場合（初めから許されない場合）や選挙権を有しないことが判決により遡って取り消された場合（後で許されなくなった場合）。
- (17) 例えば、賃金税カードの作成基準日は9月20日であるため、それ以降に転出した住民の税法関係データは転出後も必要となる。
- (18) 「データ回付」（第17条及び第1次連邦住民登録データ伝達規則）とは、新住居の住民登録官庁から旧住居の住民登録官庁に対して届出の行われたデータを伝達すること（フィードバック）をいう。データ回付を受けた旧住居の住民登録官庁は、手元のデータを照合し、間違いがあれば、新住居の住民登録官庁に通知する。これを「データ回付の利用（Auswertung）」と言う。転居の際に、誤った婚姻関係を届け出たり、宗教団体への所属を届け出ないことを防止するための規定である。
- (19) 分離保存の方法としては、特別ファイル（「副登録簿」）の作成、論理的な分離（自動化された登録簿の場合）がありうる。
- (20) 身内や友人とのつながりを維持することを可能にするために利用規制の対象外とした。ただし「出生年月日及び出生地」は、2002年3月の改正（委員会修正）により、ありふれた氏名の人物の同定を確実にを行うための指標として加えられた。
- (21) 紙形態の登録簿の場合や中身がフィルム化されている場合など。
- (22) 「負担」とは、物的及び人的負担をいう。
- (23) 2002年3月の改正により国内での移転の場合には転出の届出義務を廃止する。住民及び住民登録官庁の事務量の削減のため。
- (24) 2002年3月の改正（委員会修正）により、住居の所有者を住居提供の義務者及び権利者として明記した。住居の提供者が必ずしも住居の所有者ではないため（転貸借の場合など）。
- (25) 「住居の提供者」とは、自己の世帯に属さない者に対して意図をもって住居を提供する者をいう。家主、寮の運営者、従業員の宿舎を管理する事業所も含まれる。
- (26) 住居の提供者の協力義務（届出書への共同署名、転出・転入の事実の証明、届出の確認等）を廃止し、住居の所有者（及び住居の提供者）の権利及び義務を新たに定める。
- (27) この法律にいう住居には、宿泊施設、病院、刑務所も含まれるが、通例テントは含まれない。
- (28) 連邦軍の船舶に乗り組んでいる場合には船上の宿泊施設が住居とみなされる。この場合、宿泊施設は、船舶の母港に帰属する。
- (29) 州住民登録法に共通する規定によれば、住民は転入後1ないし2週間以内に届けなければならない。具体的には、届出書への記入・署名・提出を行う。国内での転居は年間約700万件あり、電子的な届出を認めることにより中期的な事務量の大幅削減が期待されている。
- (30) ドイツ国籍を持つ者またはドイツ系の者で、1951年以降1992年までに、オーデル・ナイセ河以東の旧プロイセン領、ダンツィヒ、エストニア、ラトビア、リトアニア、旧ソ連、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラビア、アルバニア、中国からドイツに帰還した者を帰還者（Aussiedler）といい（連邦被追放者法第1条第2項第3号）、1993年以降旧ソ連、エストニア、ラトビア、リトアニアから帰還した者等を後期帰還者という（同法第4条）。
- (31) 第1文とは、訳文の「14. 死亡の年月日及び場所」までの部分に該当する。

(32) 「機関」とは、欧州議会、欧州理事会、欧州委員会、欧州司法裁判所、欧州検査院を指し、「組織」とは、欧州経済社会評議会、地域評議会、欧州中央銀行、欧州オンブズマン、欧州投資銀行等を指す。

(33) 第4文とは、訳文の「本人は、」で始まる前文に該当する。

(34) ここで想定されているのは、特に債権者の保護である。住民登録官庁がデータ受領者（＝債権者）を通知したために本人（＝債務者）が転居して請求から逃れようとすることを防止する。

(35) 第8条第4項に掲げられた規定に加え、戸籍法第61条第3項が加えられている。同項は、特定の場合における名の変更及び性の確認に関する法律（ト

ランスセクシュアル法）により名及び性を変更した者について、出生登録簿及び家族登録簿の閲覧を管轄官庁及び本人以外には認めない規定。

* 翻訳に際しては、住民登録法大綱法の2002年4月19日の新規公布の版（BGBl. I 2002, S. 1342）を原典とし、その後の、2004年8月25日までの4回の改正を織り込んで訳出した。

** 調査及び立法考査局ドイツ法研究会：小澤隆、尾澤恵、加藤真吾、河島太朗、古賀豪、齋藤純子、高木浩子、戸田典子、山岡規雄、渡邊齊志